

## 規約（会則）

### （名称及び事務局）

第1条 本会は、\_\_\_\_\_と称し、事務局は会長（代表）の定めるところに置く。

### （目的及び事業）

第2条 本会は、\_\_\_\_\_を通じて会員相互の親睦と交流を図り、豊かな（健康的な）生活をおくる ことを目的とするとともに、次の事業を行う。

- (1) \_\_\_\_\_
- (2) \_\_\_\_\_
- (3) その他目的を達成するために必要な事項

### （会員）

第3条 本会は、前条の目的及び事業の趣旨に賛同するものをもって組織する。

### （役員）

第4条 本会に次の役員をおく。

- |            |        |              |        |
|------------|--------|--------------|--------|
| (1) 会長（代表） | 1名     | (2) 副会長（副代表） | _____名 |
| (3) 会計     | _____名 | (4) 監査       | _____名 |

第5条 役員の任期は\_\_\_\_\_年とし、再任は妨げない。ただし、欠員により就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

### （総会）

第6条 総会は年1回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めるとき、若しくは会員の3分の1以上から請求があったときは、臨時総会を開催する。

2 総会は、会員の総意を民主的に反映する機関として、次の事項を審議する。

- (1) 規約（会則）の改廃及び役員を選出
- (2) 事業計画及び収支予算の決定並びに事業報告、収支決算及び監査報告の承認
- (3) その他の重要事項

### （役員会）

第7条 役員会は、会長（代表）が必要と認める都度これを招集する。

### （経理）

第8条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。

2 本会の会計年度は、毎年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日にはじまり翌年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日に終る。

### （付則規定）

第9条 この規約に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は役員会の議を経て、会長が定める。